

## 入札公告の訂正

平成 21 年 11 月 16 日付けで入札公告を行いました「東京外環自動車道 小山高架橋南(下部工) 工事」に係る入札公告の内容に一部不足がありましたので、下記のとおり訂正(追加)いたします。

平成 21 年 11 月 17 日  
(契約責任者) 東日本高速道路株式会社 関東支社  
支 社 長 石川 慎一

### 記

入札公告(説明書)の「第 2 調達手続きに付する事項(工事概要)」及び「第 3 調達手続きに参加するための条件等」の項目に、「三者協議会に関する事項」を追加する。

#### 「第 2 調達手続きに付する事項(工事概要)」

##### 2-1. 工事概要

- (5) その他 本工事は、工事の実施に先立ち、設計の理念及び意図に関わる理解を深め工事の品質をより向上させるため、及び施工途中において予期し得ない現地状況の変更等に伴い設計の変更を要する場合に適切な方針を得るために、発注者・施工者・設計者が一堂に会して技術情報の確認及び交換を行う、工事の品質確保を促進する設計施工協同連絡会議(以下「三者協議会」という。)を実施する対象工事である。

#### 「第 3 調達手続きに参加するための条件等」

##### 3-1. 競争参加資格

##### (9) 三者協議会に関する事項

三者協議会の実施方法について以下に示す。

- (1) 当社が、当該工事に関わる設計者の同意が得られた場合は、落札者は、当社及び設計者と「三者協議会の開催に関わる協定書」を締結するものとする。
- (2) 三者協議会の開催は、次に該当した場合に、必要の都度開催する。  
なお、開催に関わる事務は当社が行うものとする。
  - 1) 工事着手前に当該工事の設計の理念及び意図を確認する場合
  - 2) 施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合
  - 3) その他施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から発注者に申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合
- (3) 三者協議会の開催に伴う設計者の出席に要する費用は、当社が負担する。